

令和7年度 相互経済組合 納付金率表

令和7年4月1日改定

標準報酬月額及び標準期末手当等にかかる納付金率表 ※ 部分が変更となります。

短期経理

(単位：%)

組合員種別	負担金				掛 金		備 考
	短期	介護	調 整 負担金①	公 的 負担金②	短期③	介護	
組 合 員 ④	54.06	8.00	0.1	0.87	51.570	8.00	介護の納付金率は40歳以上65歳未満の組合員が対象
短 期 組 合 員	54.06	8.00	0.1	0.87	51.570	8.00	
船 員 組 合 員	55.82	8.00	0.1	0.87	51.570	8.00	
在 職 派 遣 組 合 員	派遣先団体		0.1	0.87	51.570	8.00	
	54.06	8.00					
職員団体の事務に従事する組合員	職員団体			0.87	51.570	8.00	
	54.06	8.00	0.1				
長 期 組 合 員 ⑤	2.52	－	－	0.87	2.52	－	
後期高齢者等短期組合員⑥	2.52	－	－	0.87	2.52	－	
任 意 継 続 組 合 員	－	－	－	－	105.630	16.00	

厚生年金保険経理

(単位：%)

組合員種別	負担金		掛 金	備 考
	厚生年金保険料	基礎年金拠出金	厚生年金保険料	
組 合 員 ④	91.50	41.5	91.50	70歳未満の組合員が 対象
船 員 組 合 員	91.50	41.5	91.50	
在 職 派 遣 組 合 員	派遣先団体	41.5	91.50	
	91.50			
継続長期組合員⑦	派遣先団体	41.5	91.50	
	91.50			
職員団体の事務に 従 事 す る 組 合 員	職員団体	41.5	91.50	
	91.50			

退職等年金経理

(単位：%)

組合員種別	負担金	掛 金	備 考
組 合 員 ④	7.5	7.5	
船 員 組 合 員	7.5	7.5	
在 職 派 遣 組 合 員	派遣先団体	7.5	
	7.5		
継続長期組合員⑦	派遣先団体	7.5	
	7.5		
職員団体の事務に従事する組合員	職員団体	7.5	
	7.5		
長 期 組 合 員 ⑤	7.5	7.5	

経過的長期経理

(単位：‰)

組合員種別	負担金	備 考
組 合 員 ④	0.0939	
船 員 組 合 員	0.0939	
在 職 派 遣 組 合 員	派遣先団体	
	0.0939	
継続長期組合員⑦	派遣先団体	
	0.0939	
職員団体の事務に 従事する組合員	職員団体	
	—	
長 期 組 合 員 ⑤	0.0939	

保健経理

(単位：‰)

組合員種別	負担金	掛 金	備 考
組 合 員 ④	2.1	2.1	
短 期 組 合 員	2.1	2.1	
船 員 組 合 員	2.1	2.1	
在 職 派 遣 組 合 員	派遣先団体	2.1	
	2.1		
職員団体の事務に 従事する組合員	職員団体	2.1	
	2.1		
長 期 組 合 員 ⑤	2.1	2.1	
後期高齢者等短期組合員⑥	2.1	2.1	

業務経理

(単位：‰)

組合員種別	負担金		備 考
	事務費（円）	子ども子育て拠出金	
組 合 員 ④	907	—	事務費は組合員1人当たり1ヶ月 子ども子育て拠出金は期末分から も徴収
短 期 組 合 員	422	—	
在 職 派 遣 組 合 員	907	派遣先団体	
		3.6	
職員団体の事務に 従事する組合員	907	職員団体	
		3.6	
長 期 組 合 員 ⑤	907	—	
後期高齢者等短期組合員⑥	422	—	

追加費用

(単位：‰)

組合員種別	厚生年金分	経過的長期分	備 考
高 知 市	9.8	1.2	令和7年4月1日標準報酬月額総額 の12倍が基礎額となる (70歳以上含む)
高知市以外の市町村 及び一部事務組合	9.0	1.1	

特定健診等に係る負担金

(単位：円)

組合員種別	負担金	備 考
組合員 短期組合員	194	令和7年4月1日の組合員数(70歳以上含む)

互助会

(単位：‰)

組合員種別	負担金⑧	掛 金⑧	備 考
会 員	5.0	5.0	派遣職員も含む

退職福祉部

(単位：‰)

組合員種別	負担金	掛 金⑧	備 考
会 員	-	会 員 4.0	35歳以上の会員（注）
		配偶者加算 2.0	

※納付金率表の補足説明

① 短期経理の調整負担金とは、全国市町村職員共済組合連合会が行う短期給付に係る財政調整事業の費用として地方公共団体等が負担する率です。

② 短期経理の公的負担金とは、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る費用として地方公共団体等が負担する率です。

③ 調整交付金及び産前産後休業者、育児休業者の負担金免除額について

短期経理の給付事業につきましては、今年度につきましても、財政調整事業の適用に加え、特別財政調整事業の適用となります。したがって、組合員に負担いただく掛金率は定款上の掛金率より調整交付金率及び特別調整交付金（2.490‰、船員組合員は0.730‰）を差し引いた率となりますのでご注意ください。ただし、この場合の産前産後休業者及び育児休業者の負担金の免除額につきましては、定款上の負担金率（54.06‰）となりますので負担金全額となり、掛金の免除額と異なることにご留意ください。

④ 組合員は、一般組合員・特定消防組合員・特別職組合員・市町村長組合員を含みます。

【「厚生年金保険料」「基礎年金拠出金」は70歳以上の組合員は除きます】

⑤ 長期組合員とは、後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者をいう。）である組合員。

⑥ 後期高齢者等短期組合員とは、後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者をいう。）である短期組合員。

⑦ 退職派遣者は継続長期組合員になります。（長期のみ適用になります）

⑧ 互助会と退職福祉部の掛金・負担金のもととなる標準報酬の等級は、退職年金等年金給付の等級となります。したがって、上限は第32級（標準報酬月額65万円）となります。

短期組合員の互助会の掛金・負担金のもとになる標準報酬の等級は、短期給付の等級となりますが、上限は第35級（標準報酬月額65万円）となります。

(注) 会員及び高知市の職員（高知縣市町村職員共済組合の組合員または公立学校共済組合高知支部の組合員のうち市町村職員と同等の給与体系の下にある者に限る。）のうち35才以上の者（会計年度任用職員及び再任用職員等の任期の定めがある職員を除く。）で、この部の会員となることを希望した者をいいます。

※ 産前42日（多胎妊娠の場合98日）産後56日の期間内で産前産後休業期間中の組合員及び該当する子の3歳の誕生日を超えない育児休業期間中の組合員については、申出により掛金を徴収しません。ただし、退職福祉部については、この該当期間中の掛金の徴収は中断となります。

掛金免除者に係る徴収非該当部分

（単位：％）

経理名	負担金の内訳	納付金率
短期経理	調整負担金	0.1
	公的負担金	0.87
厚生年金保険経理	基礎年金拠出金	41.5
経過的長期経理	経過的長期	0.0939
業務経理	事務費（組合員）	907円
	事務費（短期組合員）	422円

※掛金はすべて免除となりますが、上記の表にある負担金については免除となりません。

※短期経理の短期負担金の免除額の計算は54.06％で行ってください。